

# 平成 25 年試験

## 論文式試験問題

### 租税法

#### 注意事項

- 1 試験開始の合図があるまで、この問題冊子や筆記用具に触れないで下さい。触れた場合は、不正受験とみなすことがあります。
- 2 試験中、使用が認められたもの以外は、すべてかばん等にしまい、足元に置いて下さい。衣類のポケット等にも入れないで下さい。試験中、使用が認められているものは、次のとおりです。  
〔筆記用具、修正液(修正テープ)、算盤、電卓(基準に適合したものに限る。)、定規、ホッチキス及び時計(通信機能を有するものを除く。)]  
使用が認められたもの以外のものを机に出している場合は、不正受験とみなすことがあります。試験中においても、試験官が必要と認めた場合には、携行品の確認をすることがあります。
- 3 携帯電話等の通信機器の取扱いについては、試験官の指示に従って下さい。指示に従わない場合は、不正受験とみなすことがあります。
- 4 試験官の指示に従わない場合、また、周囲に迷惑をかける等、適正な試験の実施に支障を来す行為を行った場合は、不正受験とみなすことがあります。
- 5 不正受験と認めた場合、直ちに退室を命ずることがあります。
- 6 試験時間は 2 時間です。
- 7 試験開始の合図により、試験を始めて下さい。
- 8 試験問題、答案用紙及び試験用法令基準等は必ず机の上に置いて下さい。椅子や机の下等には置かないで下さい。
- 9 この問題冊子は、1 頁から 18 頁までとなっています。試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば黙って挙手し、試験官に申し出て下さい。
- 10 答案用紙は問題冊子の中ほどに挿入してあります。
- 11 答案は配付した答案用紙の所定欄に記載し、欄外には記載しないで下さい。答案作成に当たっては、ボールペン又は万年筆(いずれも黒インクに限る。)を使用して下さい。
- 12 受験番号シールは、試験開始の合図の後、各答案用紙の左上の所定欄に貼付して下さい。各問の答案用紙が複数枚のものについては、1 枚目だけでなく、2 枚目以降にも受験番号シールを貼付して下さい。受験番号シールが貼付されていない場合は、答案が採点されません。
- 13 答案用紙は必ず切り取り線で切り離れたうえで提出して下さい。各問の答案用紙が複数枚のものについても、ホッチキスで留めたりせず、必ず切り離れた状態で提出して下さい。
- 14 問題に関する質問には一切応じません。
- 15 試験開始後 60 分間及び試験終了前 10 分間は、答案用紙の提出及び試験室からの退室はできません。それ以外の時間に中途退室する場合には、必ず挙手し、試験官が答案用紙を受け取り確認するまで席を立たないで下さい。
- 16 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手のうえ試験官の指示に従って下さい。
- 17 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、答案用紙を裏返して下さい。試験終了後に、答案用紙や筆記用具に触れた場合は、不正受験とみなすことがあります。試験官が答案用紙を集め終わり、指示するまで絶対に席を立たないで下さい。
- 18 問題冊子、試験用法令基準等は、試験終了後、持ち帰ることができます。  
なお、中途退室する場合には問題冊子、試験用法令基準等の持ち出しは認めません。問題冊子、試験用法令基準等が必要な場合は、各自の席に置いておきますので、試験終了後、速やかに取りに来て下さい。

# 平成25年論文式租税法

(租 税 法)

(満点 100点) {第2問とあわせ  
時 間 2時間}

## 第 1 問 (40点)

**問題 1** 次の事案について、以下の問いに答えなさい。なお、以下の事案における法人の事業年度はいずれも暦年とする。また、租税特別措置法は考慮しないものとする。

内国法人である株式会社X(以下「X社」という。)は、非同族会社であり、精密機械A(以下「機械A」という。)を使用して幾つかの部品を組み立てて製造した製品を販売している。X社は、当該部品の一部を、平成24事業年度には、個人事業主Yから調達することに決めた。X社は、平成24年4月1日に、Yに機械Aを操作させながら必要な部品について説明を行っていたところ、専らYの過失により機械A(帳簿価額1,000万円)は全壊して無価値となった。X社は、数日後、機械AをYに引き取らせ、Yから損害賠償金1,500万円の支払を受け、直ちにその全額を同一種類の精密機械B(以下「機械B」という。)の取得に充て、その使用を開始した。

内国法人である公益法人等に該当するZ(以下「Z法人」という。)は、X社発行済株式総数の10%相当の株式を、その収益事業以外の事業に属するものとして保有している。X社は、平成24年3月20日を効力発生日とする剰余金の配当(資本剰余金の額の減少に伴うものではない。)として、同日にZ法人に対し200万円を支払い、所定の源泉徴収を行った。なお、Z法人は、当該剰余金の配当につき所得税を課されるべき法人である。また、Z法人には、平成24事業年度に収益事業につき納付すべき法人税がある。

X社は、平成23年12月1日、Yとの間で、Yが所有する建物をその時価相当額の5億円で買い受ける旨の契約を締結した。この契約に従い、同日に、X社は1億円の解約手付金をYに支払った。残代金4億円の支払及び所有権移転登記手続を含む現実の支配の移転は、平成24年2月1日に行われた。この契約上、当該建物の現実の支配の移転までは、Yは手付金の2倍の金額をX社に支払うことで、他方、X社は手付金を放棄することで、それぞれ契約を解除することが可能であった。

**問 1** X社が課税繰延べをしようとする場合、同社は、①機械Aの全壊、②損害賠償金の取得及び③機械Bの取得を、平成24事業年度にそれぞれ法人税法上どのように取り扱うべきか。根拠条文を示しつつ述べなさい。

**問 2** X社は、消費税法上、損害賠償金1,500万円を課税資産の譲渡等の対価として取り扱うべきか。根拠条文を示しつつ述べなさい。

平成25年論文式租税法

## 平成25年論文式租税法

**問 3** Z法人は、平成24事業年度にX社から受領する剰余金の配当に関し、法人税が課されるか。また、Z法人は、当該配当に係る源泉所得税を平成24事業年度の法人税額から控除することができるか。根拠条文を示しつつ述べなさい。

**問 4** Yは、譲渡所得の金額の計算上、手付金1億円をいずれの年分の総収入金額に算入すべきか。根拠条文を示しつつ述べなさい。

**問題 2** 次の事案について、以下の問いに答えなさい。

(1) Aは、個人として小売業を営んでいる。また、Aは、取引先であるB社(非上場の株式会社)の株式を100株保有しており、これはB社の発行済株式総数の5%に当たる。Aは、平成23年に、B社から50万円の配当金を受け取った。

Cは、Aの子であり、Aと生計を一にしている。Cは、B社の使用人であるが、勤務時間外にAの小売業を手伝い不定期に賃金を受け取っている。平成23年には、CはAから合計150万円を受け取った。

Aの小売業は近年不振であるため、Aは、その祖父Dからしばしば資金援助を受けている。平成23年には、50万円の金員の贈与を受けた。

Aは、平成23年に、B社の創立30周年記念に際して、記念品としてB社に絵画を贈呈した。これはAが数年前に200万円で購入したもので、時価は300万円である。

(2) E社は、暦年を事業年度とする、小売業を営む非上場の株式会社である。また、E社は、取引先であるB社(非上場の株式会社)の株式を100株保有しており、これはB社の発行済株式総数の5%に当たる。E社は、平成23年に、B社から50万円の配当金を受け取った。

Fは、E社の代表取締役社長であり、E社の発行済株式総数の95%を保有している。

Gは、Fの子であり、Fと生計を一にしている。Gは、B社の使用人であるが、E社の取締役を兼ねており報酬を受け取っている。この報酬は、不定期に支払われており、所定の時期に確定額を支給する旨の定めも置かれていない。平成23年には、GはE社から合計150万円の報酬を受け取った。

E社の小売業は近年不振であるため、E社は、Fの祖父Hからしばしば資金援助を受けている。平成23年には、50万円の金員の贈与を受けた。

E社は、平成23年に、B社の創立30周年記念に際して、記念品としてB社に絵画を贈呈した。これはE社が数年前に200万円で購入したもので、時価は300万円である。

**問い** 以下の①から⑤までの記述のうち、正しいものには○、誤っているものには×を、解答欄の「○×欄」に記入しなさい。また、「○×欄」に○を記入した場合はその根拠となる所得税法及び法人税法の条文を、「○×欄」に×を記入した場合は誤っている部分についての正しい税務処理と根拠条文を、それぞれ解答欄の「記述欄」に記入しなさい。

なお、同族会社の行為計算否認規定の適用はないものとする。また、租税特別措置法は考慮しないものとする。

① Aが平成23年にCに支払った150万円は、Aの事業所得に係る必要経費に算入されない。また、E社が平成23年にGに支払った150万円は、E社の損金に算入されない。

② Cが平成23年にAから受け取った150万円は、Cの給与所得に係る収入金額に算入さ

れない。また、Gが平成23年にE社から受け取った150万円は、Gの給与所得に係る収入金額に算入されない。

- ③ Aが平成23年にB社から受け取った配当金50万円は、その全額が配当所得に係る収入金額に算入される。また、E社が平成23年にB社から受け取った配当金50万円は、その全額がE社の益金に算入される。
- ④ Aが平成23年にDから贈与された500万円については、所得税は課されない。また、E社が平成23年にHから贈与された500万円については、法人税は課されない。
- ⑤ 平成23年に行われたAからB社への絵画の贈与により、300万円がAの譲渡所得に係る総収入金額に算入される。また、平成23年に行われたE社からB社への絵画の贈与により、300万円がE社の益金に算入される。

# 平成25年論文式租税法

(租 税 法)

(満点 100点) {第1問とあわせ  
時 間 2時間}

## 第 2 問 (60点)

**問題 1** 普通法人である甲株式会社(以下、「当社」という)の当期(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)における確定申告により納付すべき法人税額を、以下の資料及び答案用紙の書式に従って計算しなさい。

＜解答に当たっての注意事項＞(下記指示によらなければ、配点がないので注意すること。)

- (1) 各行ごとに、加算及び減算すべき金額があるときは、相殺して純額を記入しなさい。
- (2) 加算及び減算すべき金額が共に生じない場合及び(1)の純額が0(ゼロ)の場合には、加算すべき金額の欄のみに0(ゼロ)を明記しなさい。

### 1. 全般的な資料及び注意事項

- (1) 当社は、設立以来継続して適法に青色申告書を提出する内国法人であり、製造用ロボットの生産を主たる事業とする非上場会社である。
- (2) 当社は、当期末において同族会社に該当しない。
- (3) 当社は、消費税及び地方消費税の経理処理として税抜方式を採用している。問題文中の取引金額は、すべて税抜きの金額である。
- (4) 問題文中の住民税は、道府県民税及び市町村民税の合計である。また、事業税等には地方法人特別税を含んでいる。
- (5) 特に指定されているものを除き、当社にとって、納付すべき法人税額が最も有利になるように計算しなさい。また、法人税額を計算するに当たって使用する税率は25.5%(復興特別法人税加算前)とする。
- (6) 法人税額を計算する際、課税所得金額は千円未満の端数を切り捨て、納付すべき法人税額は百円未満の端数を切り捨てること。
- (7) 実際の所得調整事項は問題文に示されている「3.～9.」以外にも存在し、それらの最終的調整結果として、「課税所得金額2,500,000,000円」(答案用紙を参照)が算定されている。
- (8) 解答は必ず答案用紙の指定された枠内に記入すること。また、記入する金額には3桁ごとにカンマ(,)を打つこと。

### 2. 財務諸表上の数値

当期の財務諸表上の数値は、以下のとおりである。

- (1) 当期末の資本金の額は、500,000,000円である。
- (2) 損益計算書上の当期純利益の額は、1,500,000,000円である。

3. 役員給与についての資料

- (1) 専務取締役Aに対して、当社は定時株主総会を平成24年6月21日に開催し、その後の取締役会において、定期給与の額につき従来の月額150万円から月額160万円に増額改定することを法令等に従い決議した。当社の役員に対する定期給与の支給日は毎月25日となっているが、その増額改定は6月25日支給分からではなく、定時株主総会の日から1ヶ月経過後最初に到来する給与の支給日である7月25日支給分から適用した。
- (2) 常務取締役Bに対して、当社は(1)のとおり平成24年6月21日の定時株主総会後の取締役会において、定期給与の額を従来の月額130万円から月額140万円に増額改定し、月額140万円を7月25日から支給した。その後、Bの統括する部署の業績が好調であることから、同年10月1日の取締役会において、同月支給分の給与から更に10万円増額し定期給与の額を月額150万円とすることを法令等に従い決議した。
- (3) 取締役Cに対して、当社は平成24年6月21日の定時株主総会後の取締役会において、定期給与の月額100万円のほかに、同年12月25日及び平成25年6月25日にそれぞれ100万円の確定額を支給する旨の定めを法令等に従い決議し、事前確定届出給与の届出書を届出期限までに所轄税務署長へ届け出た。この定めに従い、当社は、平成24年12月25日には100万円を支給したが、平成25年6月25日の支給は誤って110万円を支給してしまい、当社はその事実を法人税の確定申告書の提出前に認識した。

(注) 当社は、株主総会で役員給与の支給総額の限度額を定め、各人別の支給額は取締役会で決議するなど、会社法等の法令の規定に従って役員給与の額を決議している。

4. 受取配当等についての資料

- (1) 当期の受取配当等の内訳は下表のとおりであった。なお、当社では損益計算書上、収入金額等欄の金額を「受取利息・配当金」に、源泉徴収税額等欄の金額を「法人税等」に、それぞれ計上している。

(単位：円)

銘柄	区分	計算期間	収入金額等	源泉徴収税額等 (うち復興特別所得税)	備考
A社株式	期末配当	平成24年4月1日 ～平成25年3月31日	500,000	—	(注1)
B社株式	期末配当	平成23年10月1日 ～平成24年9月30日	1,000,000	200,000	(注2)
C社株式	期末配当	平成24年2月1日 ～平成25年1月31日	3,870,000	790,254 (16,254)	(注3)

## 平成25年論文式租税法

D社株式	D社に譲渡 (D社は自己株式として保有)	平成23年10月1日 ～平成24年9月30日	—	49,008 (1,008)	(注4)
E公社債投資信託	収益分配金	平成24年2月1日 ～平成25年1月31日	180,000	36,567 (567)	(注5)
F証券投資信託	収益分配金	平成24年2月1日 ～平成25年1月31日	240,000	17,152 (352)	(注6)
T社株式			—	6,000,000	(注7)

(注1) A社は期末配当基準日を3月31日とする上場内国法人であり、当社は平成24年4月10日に同社株式1,000株(株式保有割合0.5%)を取得し、期末まで引き続き保有している。当社はA社が平成25年6月の株主総会で1株当たり500円の配当決議を行うものと予想して、当期末日に500,000円を未収入金として計上した。なお、当社はA社株式の取得に際して、購入手数料80,000円を支出し、当期の費用に計上している。

(注2) B社株式は、非上場内国法人B社が発行する株式であるが、当社はB社株式を平成23年4月に取得し(株式保有割合1%)、当期末まで引き続き所有している。

(注3) C社株式は、当社が100%保有する非上場内国法人C社が発行する株式であるが、当社はC社株式を同社の設立(平成15年6月)以来、当期末まで引き続き所有している。

(注4) 当社は数年前から保有している非上場内国法人D社株式5,000株(1株当たり帳簿価額360円)のうち2,000株を平成25年3月にD社に対して相対で譲渡した。この譲渡に係る対価の額は1,040,000円(源泉徴収税額控除前)であり、当期の収益に320,000円を計上している。D社におけるこの取引の内容に関する資料は次のとおりである。なお、D社は当期中に配当を行っていない。

取得直前の資本金等の金額 200,000,000円

取得直前の発行済株式数 500,000株

(注5) 当社はE公社債投資信託を平成22年8月から継続保有している。

(注6) F証券投資信託は、その信託財産を主として国内の株式に運用することになっている証券投資信託である。当社はF証券投資信託を平成23年1月に取得し、当期末まで引き続き所有している。

(注7) T社の残余財産の分配に関するみなし配当の額30,000,000円については、「8.関係会社取引についての資料」に係る(2)の調整において加算するものとして、みなし配当に係る益金不算入額の計算をすること。

(2) 当期に支払った利子及び割引料の金額は以下のとおりである。

- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| ① 借入金の利子        | 61,998,000円 |
| ② 手形の割引料(手形売却損) | 23,455,000円 |
| ③ 売上割引料         | 12,500,000円 |



## 平成25年論文式租税法

当社の確定した決算における貸借対照表に計上された金額等は以下のとおりである。

(単位：円)

区 分	前期末	当期末	備 考
総資産額	9,820,000,000	10,508,000,000	
A, B, C, D社株式	104,200,000	123,840,000	C社株式の貸借対照表計上額は前期末、当期末とも77,400,000である。
E公社債投資信託	6,000,000	6,000,000	
F証券投資信託	8,000,000	8,000,000	
S, T社株式	150,000,000	—	8. 関係会社取引についての資料参照
借入金	2,664,600,000	3,535,200,000	
金銭債権から控除された一括評価に係る貸倒引当金	850,000 (400,000)	1,150,000 (500,000)	( )内の金額は税務上の繰入限度額である。

配当等の額から控除する負債利子の額は原則法によるものとし、控除負債利子の計算において上表以外の事項は考慮する必要はないものとする。なお、この計算にあたり金銭債権から控除された一括評価に係る貸倒引当金の取り扱いは、当社にとり有利な方法によるものとする。

### 5. 減価償却資産の償却費等についての資料

当期末において所有している減価償却資産の償却費の明細(一部)は、以下のとおりである。なお、当社は設立以来、償却方法の選定の届け出は行っていない。

(単位：円)

種 類	事業の用に 供した年月日	取得価額	当期の減価 償却費の額	会計上の 期末帳簿価額	法定 耐用 年数	備考
建 物 1	平成 9 年 4 月 15 日	90,000,000	2,300,000	26,370,000	30 年	(注 1)
建 物 2	平成 17 年 4 月 22 日	50,000,000	2,000,000	10,000,000	17 年	(注 2)
機械装置 1	平成 24 年 12 月 26 日	12,000,000	950,000	11,050,000	12 年	(注 3)
機械装置 2	平成 24 年 10 月 10 日	1,000,000	200,000	800,000	5 年	(注 4)
器 具 備 品	平成 19 年 4 月 30 日	2,400,000	200,000	60,000	6 年	(注 5)

棚卸資産に配賦された減価償却費の税務調整は考慮しないものとする。

(注 1) 建物 1 については、平成 24 年 4 月 1 日に 17,000,000 円をかけて修繕等を行って事業の用に供し、全額を修繕費として費用計上した。支出した金額の中には、通常の管理又は修理をした場合に予測される建物価値を増加させるための支出が含まれており、当該支出前後の建物 1 の価額は、帳簿価額から 40,000,000 円に増加したものと見積もられた。なお、当該支出額に法人税法施行令第 132 条に掲げる資本的支出に該当する金額がある場合には、その金額を建物 1 の取得価額に加算して、本体と同様の減価償却方法で

## 平成25年論文式租税法

計算するものとする。また、建物1については前期末までの繰越償却超過額はない。

(注2) 建物2については、当期に減損処理を行い、上記の減価償却費以外に、期末に19,120,000円を減損損失として特別損失に計上した。この損失額は、法人税法施行令第68条第1項第3号に掲げる損金算入の認められる評価損には該当しない。

(注3) 機械装置1については、当期に3年6ヶ月を経過した中古資産を取得したもので、使用可能年数を見積もることは困難である。

(注4) 機械装置2については、資産を事業の用に供するために据付費用500,000円を支出し、修繕費として費用処理している。

(注5) 器具備品については、前期末までの繰越償却超過額が50,000円ある。

(注6) 建物1の修繕費、建物2の減損損失及び機械装置2の据付費用は、いずれも法人税法第31条第1項の償却費として損金経理した金額に含まれる支出である(法人税基本通達7-5-1の取り扱いに基づく)。

(注7) 上記資産は全て取得時に事業の用に供しており、当事業年度末も同様の状態である。

### <減価償却資産の償却率等>

区 分	平成19年3月31日以前取得分				
耐用年数	17年	30年			
旧定額法	0.058	0.034			
旧定率法	0.127	0.074			
区 分	平成19年4月1日 日から平成24年 3月31日取得分	平成24年4月1日以降取得分			
耐用年数	6年	5年	9年	10年	12年
定額法	0.167	0.200	0.112	0.100	0.084
定率法	0.417	0.400	0.222	0.200	0.167
保証率	0.05776	0.10800	0.07126	0.06552	0.05566
改訂償却率	0.500	0.500	0.250	0.250	0.200

# 平成25年論文式租税法

## 6. 租税公課等についての資料

下記(1)(2)の各表における要処理番号1～6の区分ごとに加算及び減算すべき金額があるときは、相殺して純額を記入しなさい。

(1) 税金関連の諸勘定の当期の推移は、次のとおりである。

税目等	摘要	勘定科目と処理推移(単位：円)			要処理番号	
		租税公課	法人税等	未払法人税等		
	平成24年4月1日期首繰越 (前期末B/S金額と一致)			460,000,000		
法人税・住民税	平成24年3月期確定分支払			△ 362,365,000	1	
事業税等	同上			△ 95,920,000		
利子税・延滞金	平成24年3月期申告期限延長分			△ 82,100		
法人税・住民税	前期調整額戻入		△ 1,632,900	△ 1,632,900	2	
法人税・住民税	平成25年3月期中間分支払		362,365,000		3	
事業税等	同上	24,000,000	71,920,000			
公社債投資信託 収益分配金に係る 源泉徴収税額等	所得税(復興特別所得税567円を含む) 4.受取配当等についての資料		27,567			
公社債投資信託 収益分配金に係る 源泉徴収税額等	住民税利子割額 4.受取配当等についての資料		9,000			
銀行預金利子に係る 源泉徴収税額等	所得税(復興特別所得税1,260円を含む)		61,260			
銀行預金利子に係る 源泉徴収税額等	住民税利子割額		20,000			
配当・証券投資信託 収益分配金に係る 源泉徴収税額等	所得税(復興特別所得税17,614円を含む) 4.受取配当等についての資料及び 8.関係会社取引についての資料		7,056,414			
登録免許税	不動産取得に係るもの	250,000				
消費税額等	控除対象外消費税額等で経費に係るもの(うち交際費等に係るものが53,000円含まれる)	1,300,000				4
その他諸税	損金算入可能分	12,500,000				
法人税・住民税	平成25年3月期概算計上		466,120,000	466,120,000	5	
事業税等	同上	36,000,000	107,880,000	143,880,000		
合計	(当期のB/S・P/Lの該当科目金額と一致)	74,050,000	1,013,826,341	610,000,000		

B/Sは貸借対照表、P/Lは損益計算書を示す。

平成25年論文式租税法

(2) 繰延税金資産の推移は次のとおりである。

なお、繰延税金資産については、当期の純増加額である 13,400,000 円が、損益計算書において法人税等調整額として計上されている。

科 目	前期末残高	当期増加	当期減少	当期末残高	要処理番号
繰延税金資産	205,000,000 円	89,000,000 円	75,600,000 円	218,400,000 円	6

なお、繰延税金資産の金額は繰延税金負債がある場合には、相殺後の金額が示されているものとする。

7. 交際費等についての資料(但し「6. 租税公課等についての資料」の記述部分を除く)

当期における交際費等として損金経理した金額は以下のとおりである。

なお、飲食等のために要する費用については、所定の事項を記載した書類を保存している。

(1) 新営業所社屋落成式関係費用

- ① 式典祭事に通常要する費用 200,000 円
- ② 役員、従業員のみの社内行事で、新営業所社屋内で供与される通常の飲食費 480,000 円
- ③ 一部の取引先を招待し(当社及び招待客総計 40 名)、新営業所社屋内での簡単な飲食会費用でお祝い金 300,000 円を控除した後の 500,000 円

(2) その他費用

- ① 役員及び部長職 15 名での株主総会打ち上げ飲食費 225,000 円
- ② 当社及び地区得意先計 20 名での販売会議慰労飲食費 98,000 円
- ③ その他税務上の交際費等支出 22,560,000 円

8. 関係会社取引についての資料

- (1) 当社は完全支配関係のある内国法人S社(発行済み株式総数1,000株, 資本金等の額100,000,000円)の株式500株を保有しており, その帳簿価額は50,000,000円である。S社は平成24年7月1日に自己株式の取得を行う旨の取締役会決議をし, 当社はこれに応じて, S社株式500株を40,000,000円でS社に譲渡した。譲渡対価40,000,000円と譲渡原価50,000,000円の差額10,000,000円を関係会社株式譲渡損として計上した。
- (2) 当社は内国法人T社の発行済み株式総数1,000株のすべてを平成元年10月1日に取引先のX社から100,000,000円で取得した。T社は平成24年4月1日に解散の決議をし, 平成24年9月30日に残余財産が確定した。当社は残余財産の分配としてみなし配当(4.受取配当等についての資料(注7)参照)に係る源泉所得税6,000,000円を控除した後の現金34,000,000円を受取り, 60,000,000円を子会社株式清算損として計上した。残余財産が確定した時点でのT社の税務上の貸借対照表は以下のとおりである。

		T社	(単位:円)
現金	40,000,000	資本金等の額	10,000,000
		利益積立金額	30,000,000

9. 寄附金についての資料

当期の寄附金に関する事項は以下のとおりである。(1)~(4)の支出について加算及び減算すべき金額があるときは, 相殺して純額を記入した上で, 寄附金の損金不算入額を計算すること。寄附金に関して必要な申告手続きはすべて適法に行うものとする。なお, 当社の上記8.(1)(2)の調整前の資本金等の額は700,000,000円とし, 支出寄附金の金額を控除した後の所得の金額を2,490,000,000円として, 寄附金の損金算入限度額の計算をすること。

- (1) 資本関係のない取引先U社に対して経営不振を援助する目的で, 帳簿価額10,000,000円の有価証券(時価18,000,000円)を贈与し, 10,000,000円を寄附金として損金経理した。
- (2) 完全支配関係のある内国法人V社に対する寄附金1,500,000円について, 当期支出分1,000,000円と期末において未払いの500,000円の合計額1,500,000円を損金経理した。なお, この寄附金はV社を整理する場合の損失負担金や合理的な再建計画に基づく同社の支援には該当しない。
- (3) 東日本大震災の義援金として支出した指定寄附金14,238,560円を仮払金として処理した。
- (4) 前期末に仮払金に計上したQ社に対する寄附金1,000,000円を当期に寄附金に振替えた。

# 平成25年論文式租税法

**問題 2** 居住者である乙氏の平成 24 年(以下、当年という場合がある)分の所得税の確定申告につき、以下の資料に基づき、1. 各所得の金額、2. 所得控除の金額、3. 所得税額を計算しなさい。

また、計算に当たり、課税総所得金額は千円未満の端数を切り捨て、確定申告による納付税額は百円未満の端数を切り捨てること。

## 1. 不動産所得について

乙氏は自己が所有するアパートを賃貸している。その賃貸事業に係る平成 24 年分の収支状況は次のとおりである。なお、乙氏は不動産所得について、青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている。

(単位：円)

支出		収入	
諸経費	9,900,000	家賃収入	14,400,000
給与	600,000	駐車場収入	960,000
収支差額	5,460,000	敷金収入	600,000
合計	15,960,000	合計	15,960,000

(留意点)

- 賃貸アパートの室数は 8 室であり、事業的規模とはいえないものとする。
- 給与 600,000 円は乙氏が生計を一にする長女に支払ったものである。賃貸管理業務には、この長女が主に従事している。なお、乙氏はこの給与とは別に長女の国民年金保険料 179,760 円(当年分)を負担・納付している。
- 敷金収入は当年の日付で賃貸が開始した室に係るものであるが、賃貸契約書において、敷金のうち 20% は賃借人に返還しない契約となっている。

上記留意点のほか、不動産所得の計算に当たり上記収支表に計上された金額は妥当である。なお、「青色申告特別控除額」の算定に当たって下記の条文を参照すること。

### 租税特別措置法第 25 条の 2 青色申告特別控除

1 青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている個人のその承認を受けている年分(第 3 項の規定の適用を受ける年分を除く。)の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額は、所得税法第 26 条第 2 項、第 27 条第 2 項又は第 32 条第 3 項の規定により計算した不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額から次に掲げる金額のうちいずれか低い金額を控除した金額とする。

一 10 万円

二 所得税法第 26 条第 2 項、第 27 条第 2 項又は第 32 条第 3 項の規定により計算した不動産所得の金額、事業所得の金額(次条第 1 項の規定の適用がある場合には、同項に規定する社会保険診療につき支払を受けるべき金額に対応する部分の金額を除く。第 3 項第 2 号において同じ。)又は山林所得の金額の合計額

2 前項の規定により控除すべき金額は、不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額から順次控除する。

# 平成25年論文式租税法

3 青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている個人で不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営むもの(所得税法第67条の規定の適用を受ける者を除く。)が、同法第148条第1項の規定により、当該事業につき帳簿書類を備え付けてこれにその承認を受けている年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額に係る取引を記録している場合(これらの所得の金額に係る一切の取引の内容を詳細に記録している場合として財務省令で定める場合に限る。)には、その年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額は、同法第26条第2項又は第27条第2項の規定により計算した不動産所得の金額又は事業所得の金額から次に掲げる金額のうちいずれか低い金額を控除した金額とする。

一 65万円

二 所得税法第26条第2項又は第27条第2項の規定により計算した不動産所得の金額又は事業所得の金額の合計額

<4項以下省略>

## 2. 給与所得について

乙氏は不動産賃貸業を営むほか、H株式会社(以下、H社という)の従業員として勤務しており給与所得を得ている。給与等に関連する平成24年分の収入は次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金 額
給与の収入金額	4,320,000
賞与の収入金額	500,000
通勤交通費(通勤定期代金の年間相当額の支給額)注1	180,000
合 計	5,000,000

注1：乙氏自宅からH社までの合理的な通勤経路及び方法による運賃等の額である。

(留意点)

上記、給与等に係る収入のほか以下の事実がある。

- (1) 乙氏はH社から会社の業務に係る交際費として、上記給与等とは別に月額50,000円の現金支給を受けている。平成24年中に支給された当該交際費600,000円のうち、480,000円については領収書からその使途がH社の業務のための交際費であることが明らかであったが、残りの120,000円は使途が不明でありH社にも返金されていない。
- (2) H社はオーディオ機器を製造・販売しており、每期特定の時期に割引価額にて社内販売会を行っている。乙氏は平成24年の社内販売会にて一般販売価格200,000円のスピーカーを、4割引の120,000円で購入した。この販売価格は通常他に販売する価額に比し、著しく低い価額と判断される。
- (3) 当年の給与等から控除された社会保険料は710,000円。同じく給与等から控除された源泉所得税額は54,800円(年末調整後)である。いずれの金額も正しく計算された金額とし、当設問における所得調整による影響は無視してよい。

## 平成25年論文式租税法

### 3. 雑所得について

内訳は次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金 額
原稿の執筆料収入(*)	350,000
資料収集費用等の必要経費	△ 420,000
(合計)雑所得の金額	△ 70,000

(\*)原稿料の源泉所得税 35,000 円。

### 4. 所得控除について

社会保険料の他、所得控除に関する資料は次のとおりである。

#### (1) 生命保険料控除に関する事項

(単位：円)

区 分	契約年月	平成 24 年に支払った 保険料
一般生命保険契約	平成 18 年 12 月	120,000
介護医療保険	平成 24 年 2 月	72,000
個人年金保険契約	平成 10 年 4 月	96,000

上記生命保険等に関連し、当年に受領した剰余金や割戻金はない。

#### (2) 配偶者控除又は配偶者特別控除に関する事項

生計を一にする妻 48 歳。妻には洋装店経営による当年分の事業所得が 1,240,000 円ある。

#### (3) 扶養控除に関する事項

妻の他、乙氏と生計を一にする親族は次のとおり。

	長女	長男
平成 24 年 12 月 31 日現在の年齢	24 歳	22 歳
平成 24 年分の所得の状況	給与所得 0 円	学生で収入なし



# 平成25年論文式租税法

**問題 3** 小売業を営む丙株式会社(以下、「当社」という)の当課税期間(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)における以下の資料に基づき、当社の納付すべき消費税額について下記の各問に答えなさい。

## 1. 全般的な資料及び注意事項

- (1) 当社は、設立以来引き続き消費税の課税事業者であり、当課税期間に係る基準期間における課税売上高は951,741,000円であった。
- (2) 当社は、消費税及び地方消費税の経理処理について税込方式を採用している。
- (3) 当社の取引は、特に記載するものを除き、国内において行われたものである。
- (4) 当社が当課税期間中に行った課税仕入れ等については、その事実を明らかにする帳簿及び請求書等が、法令の記載要件をすべて満たした上で、適法に保存されている。
- (5) 解答は必ず答案用紙に指定された枠内に記入すること。また、記入する金額には3桁ごとにカンマ(,)を打つこと。
- (6) 解答にあたっては、当社の納付すべき消費税額が最も少なくなるように計算すること。また、金額の計算過程において生じた1円未満の端数を切り捨てること。

## 2. 当課税期間中における損益科目と補足情報

### (1) 売上高・売上原価

(単位：円)

科 目	金 額	補足情報
商品売上高	2,152,500,000	課税資産の譲渡であり、うち279,825,000は本邦からの輸出として行われる資産の譲渡(以下、「輸出売上」という)である。
商品売上原価	1,183,875,000	当期商品仕入高 1,328,250,000 (全て課税仕入である)

### (2) 販売費及び一般管理費

(単位：円)

科 目	金 額	補足情報
役員報酬	76,282,500	役員は全員、経営全般にたずさわっている。旅費交通費相当額は含まれていない。
給与及び法定福利費	317,100,000	うち商品販売にのみたずさわる従業員に係るものは、269,640,000である。旅費交通費相当額は含まれていない。
旅費交通費	17,430,000	全て国内旅費交通費で内訳は以下のとおりである。 <div style="margin-left: 20px;">                     管理部門費用 4,200,000                      商品販売部門費用 12,600,000                      土地売却に係る費用 630,000                 </div>

平成25年論文式租税法

平成25年論文式租税法

減価償却費	35,070,000	管理部門費用 10,500,000 商品販売部門費用 24,570,000 なお、当期に商品仕分けのための機械装置を 75,600,000 で購入している。
商品荷造運送費	123,343,500	国内売上に係る国内輸送費 51,345,000 輸出売上に係る国際輸送費 71,998,500
賃借料	40,656,000	本社事務所(管理部門のみが使用) 12,915,000 商品倉庫 27,741,000
販売手数料	12,195,000	輸出先の現地販売代理店に対する手数料である。
広告宣伝費	7,350,000	商品販売のための広告 4,200,000 土地売却のための広告 3,150,000
貸倒損失	11,550,000	国内売上に係る当期貸倒れ 3,675,000 輸出売上に係る当期貸倒れ 7,875,000
その他の販売費 及び一般管理費	204,750,000	全て課税仕入で、以下が含まれている。 課税資産の譲渡等のみ要するもの 79,065,000 課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等(以下、「その 他の資産の譲渡等」という)のみ要するもの 3,360,000 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通し て要するもの 122,325,000

(3) 営業外損益

(単位：円)

科目	金額	補足情報
受取利息	3,150,000	預貯金に対する利息である。
支払利息	25,756,500	借入金利息である。
売上割引	49,875,000	うち 15,750,000 は輸出売上に係るものである。

(4) 特別損益

(単位：円)

科目	金額	補足情報
投資有価証券 売却益	25,620,000	F社株式とG社持分の売却に伴う売却益である。 F株式会社(商品製造会社)株式の売却 売却価額 50,400,000 G合同会社に対する持分の売却 売却価額 19,320,000
固定資産売却益	9,387,000	保有土地の売却に伴う売却益である。 売却価額 54,600,000 仲介手数料 1,638,000
固定資産売却損	3,675,000	機械装置の売却に伴う売却損である。 売却価額 4,200,000 撤去費用 1,050,000

平成25年論文式租税法

## 平成25年論文式租税法

「商品販売部門費用」は商品の販売のみに要する費用であり、「管理部門費用」は課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するものである。なお、当課税期間における納付すべき消費税(中間納付税額控除前)の計算に必要な情報は以上で全て網羅されている。

**問 1** 当課税期間における課税標準額(千円未満切捨て)及び課税標準額に対する消費税額を計算しなさい。

**問 2** 当課税期間における課税売上割合を、答案用紙の解答欄に従って計算しなさい。なお、解答は端数処理を行わず分数で示しなさい。

**問 3** 当課税期間における課税仕入れに係る消費税額を答案用紙の解答欄に従って計算しなさい。

**問 4** 当課税期間における控除対象仕入れ税額を、(1)個別対応方式と(2)一括比例配分方式の双方により計算しなさい。なお、計算にあたっては問2の結果にかかわらず、当課税期間における課税売上割合を96%として計算すること。

**問 5** 当課税期間における(1)返還等対価に係る税額、(2)貸倒れに係る税額及び(3)納付すべき消費税額(中間納付税額控除前、百円未満切捨て)を計算しなさい。